

水産物出荷者各位

日頃から、会員会社が格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、今般の原子力発電所の事故に伴い、水産物の生産水域についての消費者の関心が高まっております。

水産庁におきましては、10月5日付けの通知を以て、漁業関係の皆様に対して、東日本太平洋で漁獲された水産物について生産水域名を表示するよう奨励措置がなされたところであります。

これを受けて、大規模小売店等においては、この程、水産物の販売に当たって生産水域の表示を行うこととし、これを実施するため、私ども卸売会社に対して、生産水域情報の伝達を要請して来ております。

しかし、現在までのところ、お送り頂く水産物について、水揚げ港名又は水揚げ港が属する都道府県名の表示が大勢となっております。

つきましては、出荷者各位におかれましては、10月5日の水産庁加工流通課長通知を以て示されました東日本太平洋における生産水域名の表示方法に沿った水域表示を送り状に明示して頂くよう、お願い申し上げます。

なお、ご参考までに、水産庁加工流通課長通知、消費者庁食品表示課長通知を添付致しました。

平成23年11月10日

(社) 全国中央市場水産卸協会

会 長	伊 藤 裕 康
副会長	高 田 稀 代
	島 貫 文 好
	加 茂 秀 樹
	堀 健 雄
	真 部 誠 司
	井野口 裕 宣
	平 川 眞 臣